定關給的金の民給金の目す

西原町では、景気後退による生活支援、地域の経済対策のため「定額給付金」を支給いたします。

申請については平成21年4月からの6ヶ月間とし、振込みについては5月15日以降を予定しております。西原町役場から申請書を送付いたしますので、手元に届きましたらお早めに手続きをお願いします。

- ■給付対象者 基準日 (平成21年2月1日) において①、②に該当する者
 - ① 町の住民基本台帳に記録されている者
 - ② 町の外国人登録原票に登録されている者(不法滞在者及び短期滞在者は対象外)

■給 付額

給付対象者 1 人につき12,000円 但し、基準日において65歳以上の者及び18歳以下の者については20,000円

■申請に必要なもの

- ①定額給付金申請書 (西原町役場から世帯主へ送付します)
- ②通帳の写し (金融機関、口座番号、預金者氏名(カナ)がわかるようにコピーして下さい)

■申請の受付期間

平成21年4月1日から10月1日 ※申請期限を過ぎた場合は、給付を辞退したものとみなされますのでご注意下さい。

■支給予定日 (振込予定日)

平成21年5月15日 以降予定

※支給する日は「支給決定通知書等」でお知らせします。 給付金の支給については、毎月15日までに申請された分を翌月に振込みます。

(注意!) 不審な電話や郵便物が届いたら、迷わずご連絡下さい。(土日・祝祭日を除く業務時間内) お問い合わせ先:西原町役場 定額給付金対策チーム ☎098-882-8885

75歳以上の後期高齢者高額医療費に関するお知らせ

(65歳以上で、障害認定を受けて後期高齢者医療保険に加入している方も含む)

①平成21年度から高額療養費の支給日が毎月6日に変わります。

例:3月に市町村窓口で受け付けた申請は ⇒ 5月7日支給(※)

4月に市町村窓口で受け付けた申請は ⇒ 6月8日支給(※)

※金融機関の営業日でない場合は翌営業日に変更となります。

②高額療養費の**支給決定通知書のはがき**は、**4月以降送付されません**。 支払日以降に振込口座での確認をお願いします。

お問い合わせ:沖縄県後期高齢者医療広域連合 事業課 23963-8013



ご存知ですか?「子育て応援特別手当」



○定額給付金と同様に「生活対策」の一環として今回限りの事業です

【対象となる子ども】

平成20年度において小学校就学前3年間(平成14年4月2日~平成17年4月1日生まれ)に該当する子どもであって、第2子以降の子ども

*「第2子」の判定は、18歳以下の子ども(平成2年4月2日以降に生まれた子)から、年齢順に 第1子、第2子……と数えていくことになります。

【手当ての額】

対象となる子ども1人あたり36,000円 (定額給付金とは別に支給されます)

【申請の手続き】

対象となる子どもがいる世帯の世帯主が、所定の申請書に必要事項を記入し提出(原則郵送にて提出) ※申請書の提出が無い場合には、辞退とみなされ、手当ての給付はありません!

【受付期間】

平成21年4月1日~10月1日

【受取方法】

申請の際に指定した口座へ振込(支給決定後は通知を送付します)

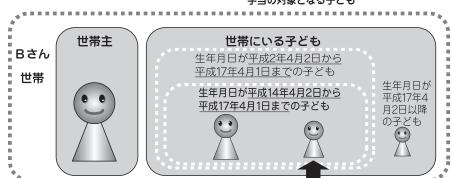
第1回の振込予定は5月15日です。 ※振込日は申請の時期によって異なります。

子育て応援特別手当(Aさん、Bさんの場合)



Aさんへの子育て 応援特別手当 3.6万円×2人=

7.2万円



Bさんへの子育て 応援特別手当 3.6万円×1人=

3.6万円

手当の対象となる子ども

※対象となる子どもと別居している場合、扶養の確認のために医療保険証の写し等の提出が必要になります。詳しくはお問い合わせ下さい。

【問い合わせ】定額給付金・子育で応援特別手当対策チーム 四882-8885

(13) 広報にしはら No.446. H21. 4. 1 広報にしはら No.446. H21. 4. 1 (12)